

### 第1節 救急医療対策

#### 【基本計画】

- 第1次、第2次、第3次救急医療機関の相互連携をより進めるとともに、救急患者の増加に対応できるよう、救急医療体制の一層の充実を図ります。
- 救急業務体制については、救急搬送の増加に伴った強化を図るとともに、救急資器材の整備の充実を図ります。

#### 【現状と課題】

##### ■ 現 状 ■

- 名古屋医療圏では、休日夜間等の一般診療時間外における医療を確保するため、「救急医療（時間外等）対策協議会」を設置するとともに、「救急医療（時間外等）対策要綱」を策定し、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会など関係機関の協力を得て、以下の救急医療体制を確保しています。

#### 1 救急医療体制

##### (1) 第1次救急医療体制

- 夜間・休日の救急患者の初期治療、軽症救急患者等の医療を確保しています。
- 医科については、中区を除く各区の休日急病診療所において対応しています。
- 歯科については、北区と南区の歯科医療センターにおいて対応しています。(表4-1-1)

##### (2) 第2次救急医療体制

- 第1次救急医療施設、消防機関と連携を保ちながら夜間・休日の入院治療を要する重症患者の医療を確保しています。

- 4つの広域2次救急医療圏(A、B、C、Dブロック)が設定されています。(図4-1-①)

- 小児科を除く内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科については、土曜・休日は11病院、平日夜間は6病院が対応しています。(表4-1-2)

- 従来から、第二次体制における①勤務医の疲弊・確保困難、②軽症患者の集中による取扱患者数の増加などの理由から輪番体制参加病院が減少していることが問題となっており、特に小児科及び産婦人科においては、その傾向が顕著となっていました。そのため、平成20年度に、本市の救急医療を取り巻く課題を検討し、これを改善するための方策を構築するため、「名古屋市救急医療のあり方検討会」を設置しました。

##### ■ 課 題 ■

- 救急診療所・救急病院のそれぞれの機能を十分に果たすため、医療機関相互の機能分担と連携を図る必要があります。

- 救急搬送人員の増加に対応するため、第2次救急医療体制を充実する必要があります。

- 眼科や耳鼻咽喉科等の特殊診療部門についての体制の充実が必要です。

- 小児救急ネットワーク758を安定的に運用するため、参加病院数を拡充することが必要です。

同検討会での検討結果を踏まえ、小児科については、平成21年度から従来の体制を再構築し、「小児救急ネットワーク758」として、新たな運用を開始しました。(表4-1-3)

また、産婦人科についても、平成21年度から新たな体制としました。(表4-1-2)

- 救急病院・救急診療所は平成21年6月16日現在、62の救急病院及び10の救急診療所があります。(表4-1-4)

(3) 第3次救急医療体制

- 第1次・第2次救急医療施設、消防機関と連携を保ちながら重篤患者の救命医療を確保しています。
- 救命救急センターを有する病院が5病院あります。(表4-1-①)

(4) その他

- 第2次救急医療体制以外に診療時間外に救急患者の受入れを行っている医療施設があります。
- 中区にある愛知県歯科医師会館内の愛知歯科医療センターでは、休日の救急歯科診療を行っています。
- 特定機能病院である名古屋大学医学部附属病院及び名古屋市立大学病院では、高度な救命救急医療機関として、重篤救急患者の受入れを行っています。
- 愛知県救急医療情報センターでは、県内医療機関の協力の下、応需状況を収集し、県民、医療機関、救急隊からの問い合わせに対し、患者の症状に応じた最寄りの医療機関の紹介を行っています。

2 救急業務体制(表4-1-5)

- 平成21年4月1日現在、救急隊36隊が常時出動可能な体制をとり、救急業務の適切な遂行に努めています。救急出動件数は依然として増加傾向にありますが、平成17年に10万件を突破して以来、10万件前後で推移しています。
- 平成3年4月に救急救命士法が公布されたことにより、救急救命士をすべての救急隊に配置しています。
- 救急救命処置を行うために高規格救急車及び救命処置資器材（自動体外式除細動器、輸液資器材、気道確保資器材）をすべての救急隊に積載しています。
- 気管挿管及び薬剤投与の処置を行うことができる救急救命士の養成に努めるとともに、医師
- 高齢者人口の増加や核家族化などの要因による救急搬送患者の増加に対応するため、救急隊の増隊や救急車の適正利用啓発を進める必要があります。
- 高規格救急車及び高度化資器材を今後計画的に更新する必要があります。
- 救急救命士（気管挿管及び薬剤投与の処置を行うことができる救急救命士を

から常時指示を得られる体制の確立などメディカルコントロール体制を構築しています。

- 精神障害の救急搬送で受入医療機関の確保に長時間を要することがあります。

含む。) の高度な技術を維持向上するための再教育を推進していく必要があります。

### 3 救急知識・技術の普及啓発

- 名古屋市消防局（応急手当研修センター等）では、住民などを対象とした普通救命講習及び上級救命講習に自動体外式除細動器（A E D）の使用方法に関する項目を盛り込み、また、事業所などを対象に普通救命講習の指導者を養成する応急手当普及員講習を開催しています。
- 名古屋市の保健所では、子育て中の保護者を対象に応急手当の知識を学ぶ教室を開催しています。
- 平成20年度から、保健所の乳幼児健診時や市内保育園等における保護者への説明会など、小児救急医療を中心とした適正受診についての普及啓発に努めています。

- より多くの住民が応急手当技術・知識を身につけられるよう、応急手当の普及啓発を一層進める必要があります。

- 第1次、第2次救急医療体制それぞれの診療機能に見合った医療機関の利用の仕方について、患者や家族に周知を図る必要があります。

#### 【今後の方策】

- 名古屋市医師会や愛知県病院協会等の関係団体の協力のもと、第1次及び第2次救急医療体制の充実に努めます。
- 市立病院において、第2次救急医療体制の課題について積極的に取り組みます。
- 救急医療機関の適正受診について、様々な機会を通じ、患者や家族に周知を図っていきます。

表4-1-1 第一次救急医療施設一覧

(平成21年4月1日現在)

		月曜～金曜 (祝日、年末 年始を除く)	土曜日		日曜日、祝日、年末年始			診療所名	
受付時間		夜間	深夜	夜間	深夜	昼間	夜間		
医科	内科	20:30 ～ 23:30	19:30 ～ 6:00	17:30 ～ 20:30	20:30 ～ 6:00	09:30 ～ 16:30	17:30 ～ 20:30	20:30 ～ 6:00	各区 休日急病診療所
	小児科	—	—	—	—	○	—	—	名古屋市醫師会 休日急病診療所
	眼科	—	—	○★	—	○★	○★	—	名古屋市醫師会 夜間・深夜急病 センター
	耳鼻咽喉科	—	○★ (注)	—	○★ (注)	—	—	○	平日夜間 急病センター
歯科		日曜日、祝日、年末年始 昼間 9:00～11:00、13:00～15:00						名古屋北歯科 医療センター 名古屋南歯科 医療センター	

資料：名古屋市健康福祉局

注1：年末年始は、12月30日～翌年1月3日

注2：★印は小児科専門医を配置

注3：月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）及び土曜日の深夜における小児科専門医の受付時間  
は20:30～23:00に限る。

表4-1-2 第二次救急医療体制（病院群輪番制）

(平成21年度)

診療科目	土曜午後夜間・休日	平日夜間
内科	4病院（各プロック1病院）	3病院
外科	4病院（各プロック1病院）	2病院
産婦人科	1病院	1病院
眼科	1病院	—
耳鼻咽喉科	1病院	—
合計	11病院	6病院

資料：名古屋市健康福祉局

注：産婦人科については、平成21年度から、原則毎日1病院と再編成しています。ただし、3連休  
以上の3日目以降は2病院となります。

表4-1-3 小児救急ネットワーク758の体制 (平成21年度)

	当番病院数	参加病院数
<準夜帯> (土曜昼から及び休日朝から) 平日夜間 (午後6時から11時) 土曜午後夜間 (午後1時30分から11時) 休日朝～夜間 (午前8時30分から11時)	毎日4病院	14病院
<深夜帯> 平日深夜 (午後11時から午前8時) 土曜深夜 (午後11時から午前8時30分) 休日深夜 (午後11時から午前8時30分)	毎日1病院	

資料：名古屋市健康福祉局

表4-1-4 救急病院・救急診療所区別数 (平成21年6月16日現在)

	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白	市計
救急病院	6	2	5	3	4	1	5	3	4	6	5	8	2	4	3	1	62
救急診療所	-	-	1	1	-	1	-	3	-	-	-	-	-	-	1	3	10

資料：愛知県救急医療情報システム

表4-1-5 救急搬送体制の状況

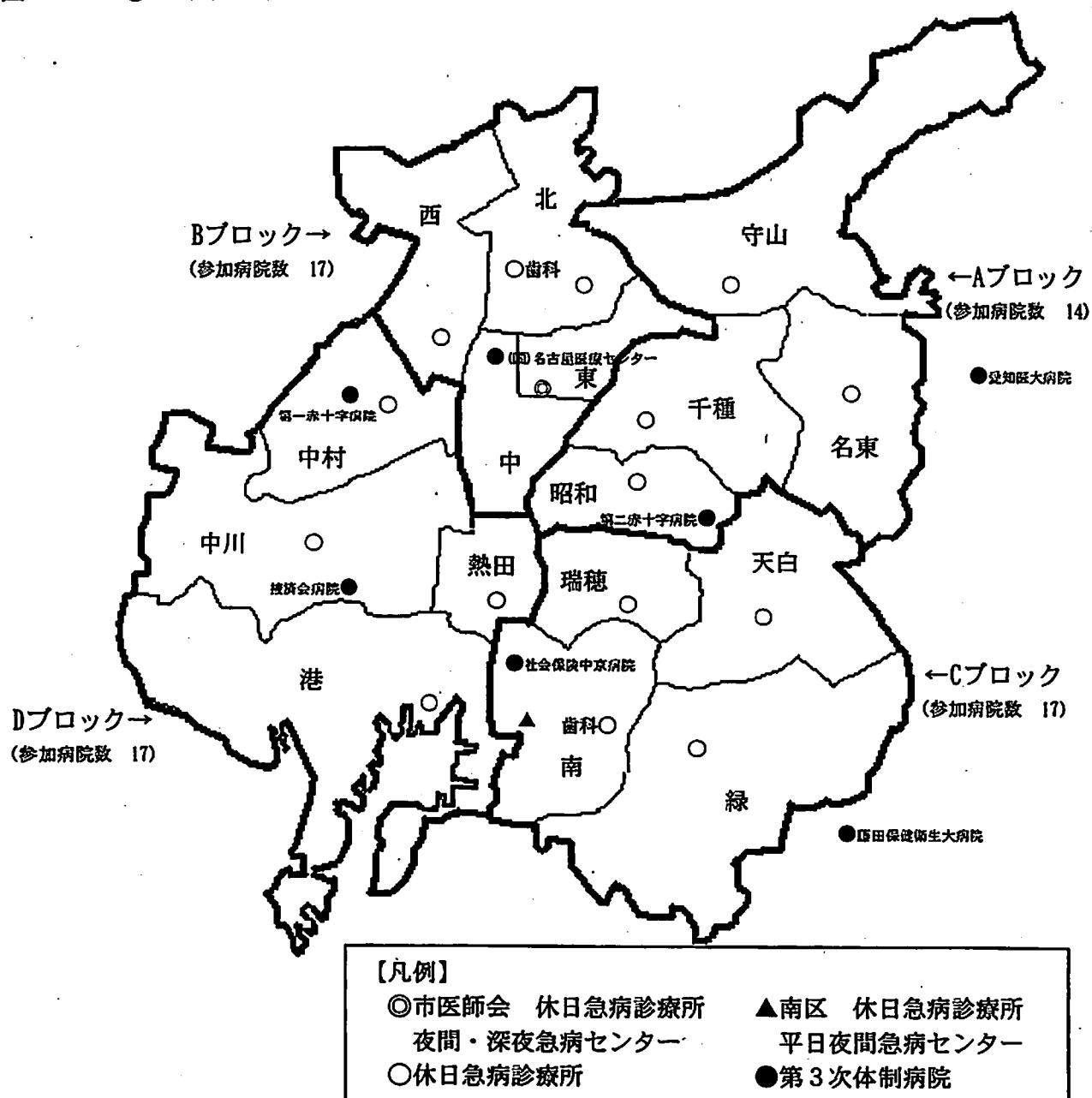
	高規格救急車両数	救急救命士数	救急出動件数	救急搬送人員数
平成17年	40両 (うち、予備6両)	245人	101,310件	90,010人
平成18年	40両 (うち、予備6両)	256人	100,610件	88,879人
平成19年	40両 (うち、予備6両)	266人	101,560件	89,025人
平成20年	41両 (うち、予備6両)	276人	96,099件	82,983人
平成21年				

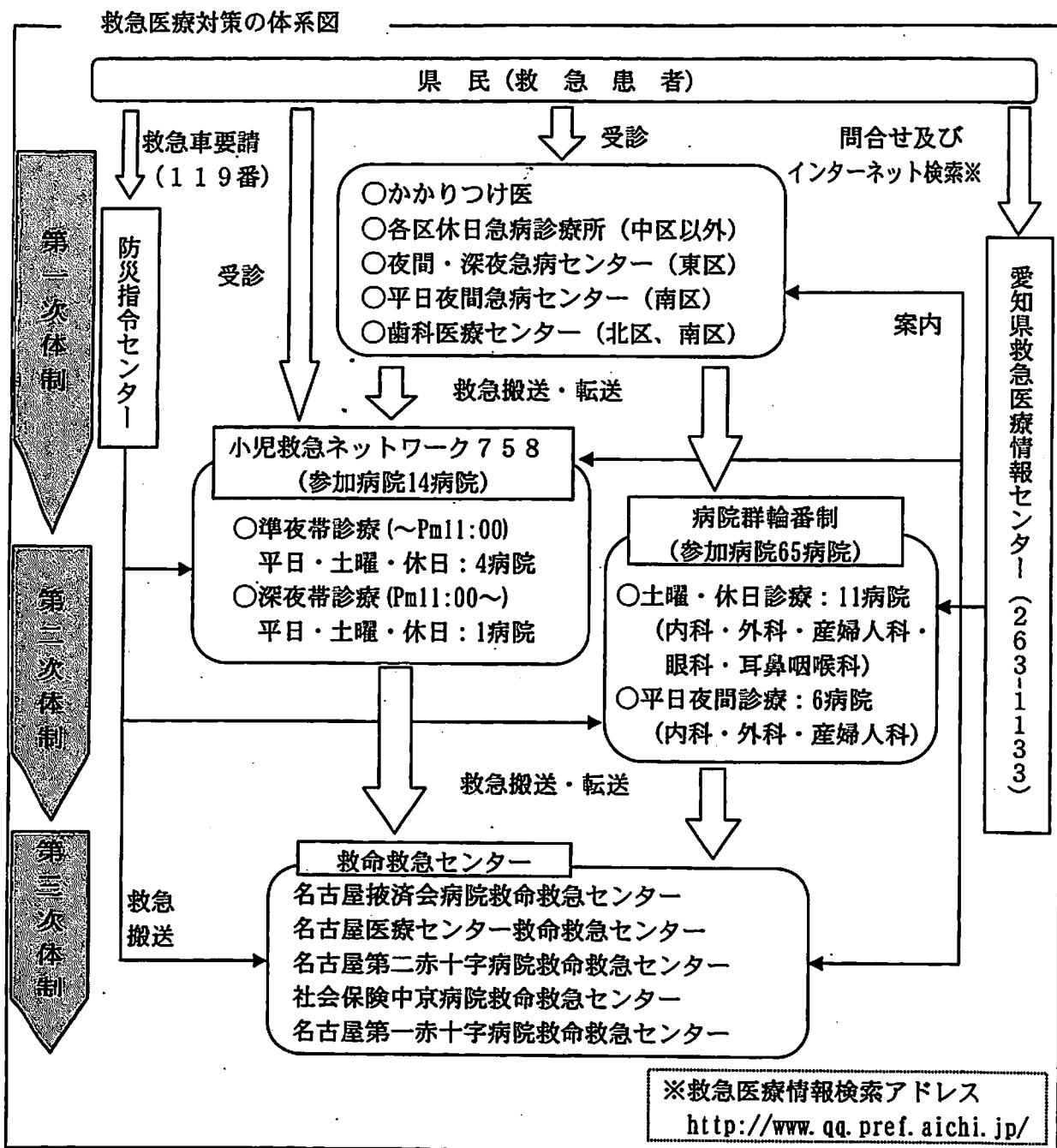
資料：名古屋市消防局

注1：高規格救急車両数及び救急救命士数は4月1日現在

注2：救急出動件数及び救急搬送人員数は1月1日から12月31日までの実績

図 4-1-① 名古屋市の救急医療体制図





<救急医療対策体系図の説明>

- 一般診療時間外における医療を確保するため、第1次、第2次、第3次救急医療機関の機能分担と相互連携により治療を実施しています。
- 第1次体制においては、夜間・休日の救急患者の初期治療、軽症救急患者等の医療を実施しています。
- 第2次体制においては、名古屋市内を4ブロックに分け、一定数の当番病院を確保することにより、夜間・休日の入院治療を要する重症患者の医療を実施しています。
- 小児救急ネットワーク758では参加病院により一定数の当番病院を確保し、市民が安心して受診できる体制をとっています。
- 第3次体制においては、脳卒中、心筋梗塞や全身やけど等、特別な治療を要する重篤患者の治療を24時間体制で実施する救命救急センターが救命医療を実施しています。

※ 体系図の最新の医療機関名につきましては別表IVをご覧下さい。

## 第2節 災害保健医療対策

### 【基本計画】

- 災害により負傷者等が多数発生し、医療機関の機能が停止した場合は、被災者に対し迅速、的確に応急的な医療を施し、被災者救護の万全を図ります。
- 災害が発生した場合において、感染症のまん延を防止し、食品等の衛生を確保するため、災害時における感染症予防及び保健衛生活動について定め、住民の健康の維持と安全の確保を図ります。

### 【現状と課題】

#### 現　状

##### 1 発災前対策

- 名古屋市では、地域防災計画を作成し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る関係機関の対応を定めています。
- 当医療圏の医療機関においては、防災マニュアルの作成や防災訓練を実施し、災害時の体制整備を進めています。
- 名古屋市医師会では、災害医療救護体制の強化のため、所轄消防署と協力して図上訓練や実地訓練を行っています。
- 名古屋市では、災害が発生した場合の医療救護等について、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会及び名古屋市立大学と協定を締結しています。

#### 課　題

- 東海地震等大規模な地震災害の発生を想定した当医療圏の医療機関や関係機関との連携等の訓練を行う必要があります。
- 災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うために、名古屋市医師会との連携の強化にさらに努めるとともに、名古屋市歯科医師会と連携して、顎頚面の損傷及び歯科口腔外科などの歯科医療救護活動の確保に努めます。

##### 2 発災時対策

###### (1) 医療救護

- 災害時における医療救護活動を実施するため、救護班を編成します。  
災害の規模に応じて、①名古屋市（保健所、市立病院等）による救護班、②名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会、名古屋市立大学等による救護班、③日本赤十字社愛知県支部及び他都市の応援職員による救護班を編成します。
- 救護班は、医療機関や救護所等において負傷者に対する応急処置及び緊急度別に負傷者を分け、手当ての必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図ります。特に、重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点病院が実施します。
- 医薬品・衛生材料は、備蓄品の払い出し、または県、他都市への協力要請で対応します。
- 血液については、日本赤十字社愛知県支部に

- 災害時における医療救護活動は多数の応援医療救護班の協力を得て、関係機関と連携して行う必要があることから、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等関係機関が参加した医療救護活動訓練を年1回程度実施できるよう検討する必要があります。

確保されている各種の血液製剤の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請します。

## (2) 保健衛生

- 名古屋市は、感染症予防活動として、被災地及び避難所における感染症患者の早期発見、感染症予防に必要な衛生指導、健康診断による病原体検査、状況に応じた臨時予防接種を実施します。
- 感染症患者が発生し、または発生の恐れのある地域や避難所に対し、消毒等を実施するとともに清潔保持について指導を行います。
- 感染症患者は感染症指定医療機関にて入院治療を行うとともに、患者の家屋等を消毒します。
- 被災地の受水槽等の給水設備及び飲料水の検査を実施し、不適施設の改善についての指導を行います。
- 避難所や被災家庭での生活の長期化による健康障害を予防するため、保健所は被災者のニーズに応じた健康相談、訪問指導を実施し、保健所及び精神保健福祉センターに精神科救護所を開設するとともに電話相談窓口を設置します。また、避難所等を巡回し相談に応じます。
- 名古屋市歯科医師会と連携して避難所等を定期的に巡回し、応急的な医療活動や相談を行います。また、歯科医療センター等を活用し、地域の歯科医療活動拠点を確保します。
- 名古屋市は、避難所生活者の食中毒を防止するため、食品製造施設等の監視指導及び緊急食品等の衛生指導を実施します。
- 名古屋市は、震災時における逃走動物による危険を防止し、住民の安全を確保するとともに動物の救護に努めます。  
なお、必要な場合は、県警察や東山動物園へ出動要請を行います。

## 【今後の方策】

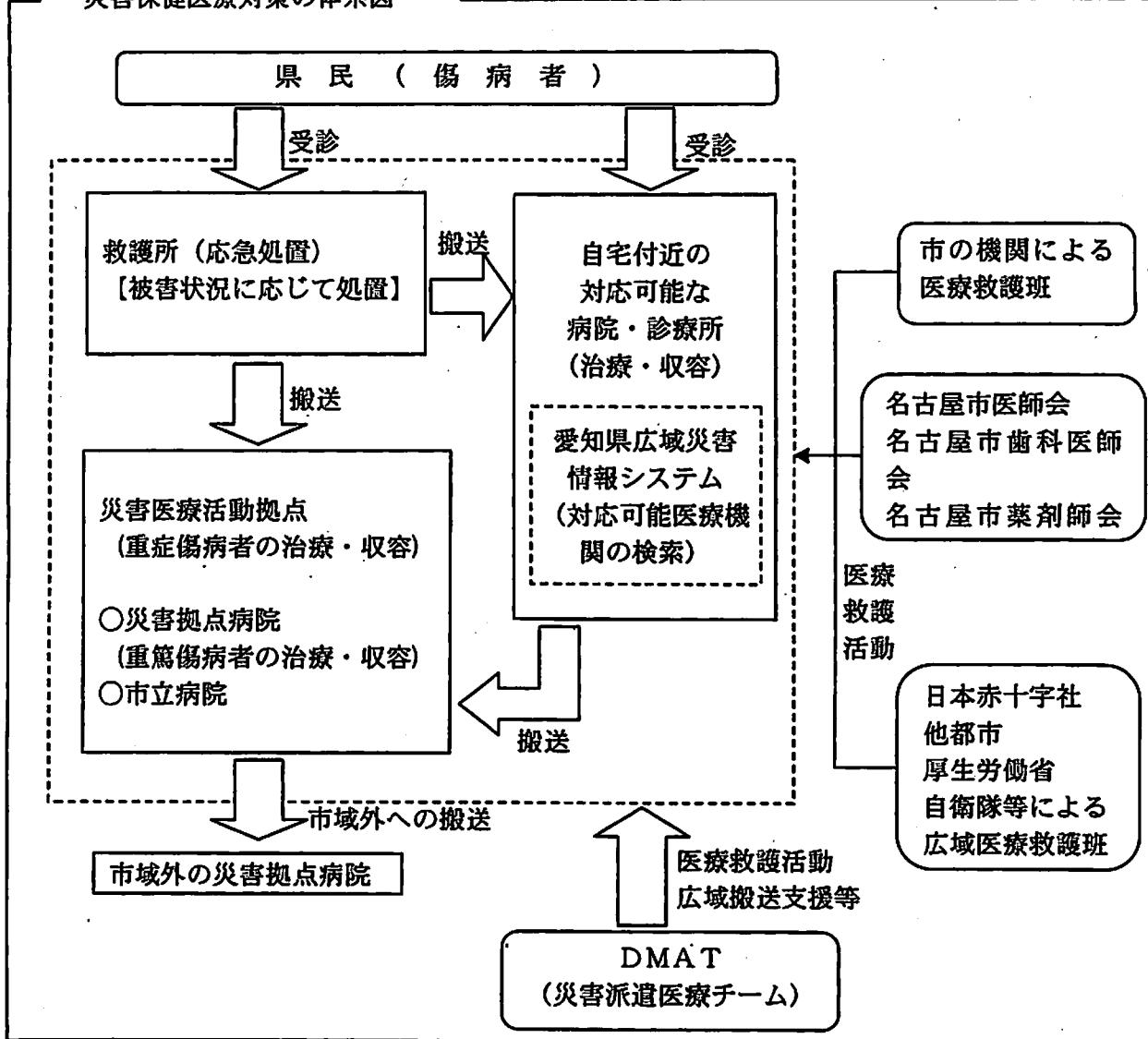
- 大規模災害時における円滑な医療救護活動を図るため、関係機関との連携に努めます。
- 大規模災害を想定した訓練を、引き続き実施していきます。
- 大規模災害に備え、医薬品等の備蓄の充実に努めます。

## 【実施されている施策】

- 名古屋市、防災関係機関、地域住民等が協力・連携し、大規模地震を想定した総合的な防災訓練（なごや市民総ぐるみ防災訓練）を実施しています。
- 名古屋市職員に災害発生時における役割及び参考場所などを記載した「防災任務カード」を配付し、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとるため、職員の任務を明確にしています。
- 名古屋市で災害応急用協力井戸名簿を作成し、災害時における水源の確保に努めています。

- 災害時要援護者の所在・安否の確認などを迅速かつ的確に行うため、高齢者や障害者などの災害時要援護者に関する情報を整備するとともに、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進める必要があります。なお、情報については、プライバシーに配慮した活用方法を検討する必要があります。

## 災害保健医療対策の体系図



### <災害保健医療対策体系図の説明>

- 名古屋市地域防災計画により、災害発生時の対応を定めています。
- 名古屋市では、地域防災計画において、災害発生時、特に重症患者の治療・収容を行い、災害医療の拠点となる災害医療活動拠点に愛知県の指定する災害拠点病院及び市立病院を指定しています。

※ 具体的な医療機関名は、別表Vに記載しております。

## 第5章 周産期医療対策

### 【基本計画】

- 周産期ネットワークの充実強化を図り、医療機関相互及び、保健、福祉機関の連携を強化します。

### 【現状と課題】

#### 現 状

#### 課 題

##### 1 産科医療の現状

- 平成20年10月現在、名古屋市内において、産科・産婦人科を標榜する病院は29病院、診療所は80箇所あります。
- 医師・歯科医師・薬剤師調査によると平成20年12月現在で、名古屋市内の主たる診療科を産科、産婦人科とする医療施設従事医師数は、248名となっています。出生千人あたりの同医師数では12.12となっています。

##### 2 周産期医療システム

- 総合的な周産期医療体制の充実強化のため、愛知県周産期医療協議会を中心に総合周産期母子医療センターである名古屋第一赤十字病院及び名古屋第二赤十字病院と地域周産期母子医療センターの10病院相互のネットワークにより、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供しています。  
また、協議会において調査研究等も行い、周産期医療の向上を図っています。
- 名古屋医療圏に所在する地域周産期母子医療センターは下記の1病院です。
  - ・市立城北病院（北区）

##### 3 その他

- 周産期に原因を持つ脳性麻痺などにより、重度の肢体不自由と知的障害を重複している障害児者への医療や療養を担う、重症心身障害児者施設は、現在、名古屋医療圏に1病院があります。
  - ・県青い鳥医療福祉センター（西区）

- 市内の周産期医療需要に対応して、絶えず適切な医療の提供体制を検討しておく必要があります。

- 入所ニーズは、依然として強く、更なる入所施設整備の必要があります。
- 名古屋市では、現在、クオリティライフ21において重症心身障害児者施設の整備の検討を進めています。

### 【今後の方策】

- 一層の周産期ネットワークの充実強化を図り、安心して子どもを生み育てる環境の整備を進めます。

### 用語の解説

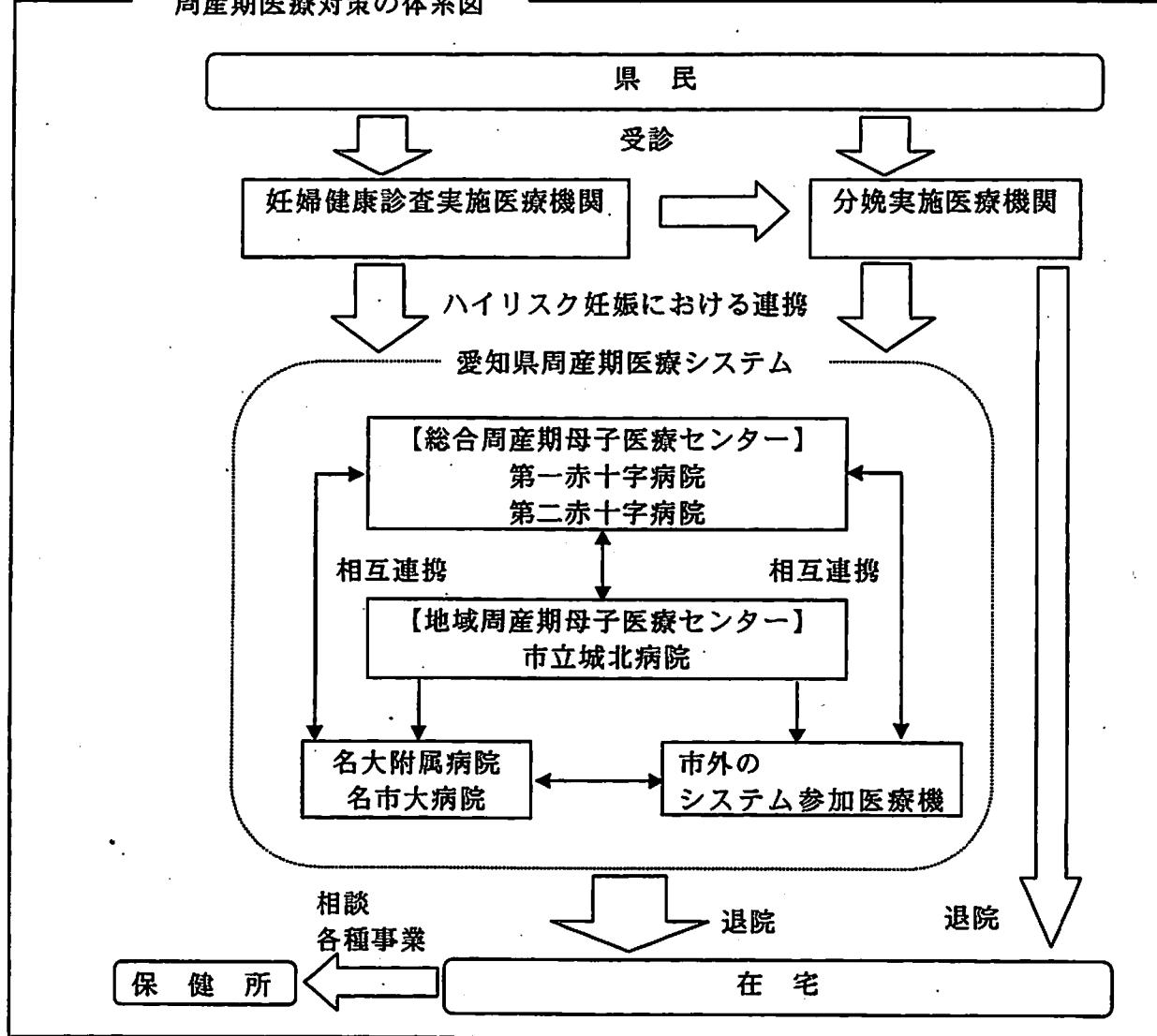
#### ○ 周産期医療

周産期(妊娠22週から生後1週間になるまでの期間)を中心に出生前後のさまざまな危険から母体・胎児・新生児を守る医療。

#### ○ パースセンター

病院の中で助産師が中心となり正常分娩の妊婦の検診や分娩を行う施設。院内助産所とも呼ばれる。

周産期医療対策の体系図



平成 21 年 10 月 1 日現在

<周産期体系図の説明>

- 地域周産期母子医療センター、総合周産期母子医療センターでは、母体、胎児の異常や、新生児・未熟児を集中的に管理する病床を備えており、ハイリスクの妊婦や新生児を 24 時間専門的に治療することができます。
- 保健所では、医療機関と連携を図りながら母子保健事業等各種の事業を実施しています。

※ 体系図の最新の医療機関名につきましては別表VIをご覧下さい。